

## 家庭保育室の認定取消について

下記保育施設については、さいたま市家庭保育室の認定を取消することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

施設名	根津保育室
住所	さいたま市西区プラザ25-9
設置者	根津 均
定員	12名
認定取消日	平成23年12月31日
取消し理由	さいたま市家庭保育室事業実施要綱第18条（認定取消）における、次に掲げる事項に該当するため。

児童を保育することが不相当と認められる事実が生じたとき。

#### 該当事由

- ・乳幼児の健康診断の未実施
  - ・保護者との緊急連絡体制の不整備
- 施設の構造設備等が、この要綱の基準に適合しなくなったとき。

#### 該当事由

- ・現状の保育室面積に対し、家庭保育室の基準である児童1人当たりの保育室面積（3.3㎡以上）を確保し保育がされていない。
- ・重いものが、たんす等の上であり、固定されていない。また、すべてのたんす、棚、物入れが、壁等に固定されていない。

第17条第3号の改善勧告に従わなかったとき。

#### 該当事由

- ・平成23年9月20日付け施設改善勧告（子保幼第873号）を発送したが、回答期限である平成23年10月21日以後、現在に至るまで回答はない。